

# 神社社殿の成立と律令国家

有富純也

The Establishment of Shaden and the Ritsuryo State

ARITOMI Junya

はじめに

- ① 社殿成立に関する研究史
- ② 神社社殿とホクラ
- ③ 十世紀以降の神社と国司・国家  
おわりに

## 【論文要旨】

本稿は、神社社殿の成立時期について、律令国家との関係に注目しながら検討し、また、摂関期の国家と神社の関係についても論及するものである。

神社社殿がいつ、どうして成立したかについては、多く研究があるものの、これまでの研究成果を十分に消化しつつ、論じたものはあまり存在しないと思う。そこで①章では、あらためて研究史整理を行い、神社社殿成立の時期について詳細に検討した。その結果、①律令国家の成立と神社社殿の成立はほぼ同時期であること、②律令国家成立以前の宗教施設には、大きく分類して、建築物を有しないモリと、建築物が付随するホクラがあること、以上二つの仮説を得た。

②章では、ホクラと神社社殿の関係について、中国の「社」のあり方や平安時代の記録を用いて検証した。中国の宗教施設である「社」は建築物を伴わないことから、神社建築は中国の影響を受けない日本固有のものであると推測した。とすれば、七世

紀以前に存在したホクラが神社建築に深く関係すると考えることもできよう。律令国家成立期、祈年祭を中心とした班幣制度を創始するにあたり、地方に幣帛を納める宗教施設として、建築物を伴う「神社」も創出されたのではないか。

③章では、①章の仮説①を検討するべく、律令国家が転換した十世紀以降における神社社殿と摂関期の国家・受領の関係について考えた。受領の神拝や神社修理について検討した結果、十世紀以降の神社社殿は、受領が社殿の繁栄や退転に大きく関係していることが判明した。律令期との相違は若干あるものの、摂関期の受領や国家などの支配者が神社社殿の維持に大きな役割を果たしたことは間違いないようである。

律令国家は、神社社殿成立に深く関与しており、また、摂関期においても受領が中心となって社殿を維持していたと結論づけた。

## はじめに

本稿の目的は、第一に、神社もしくは神社社殿の成立時期に関するこれまでの研究について、文献史・建築史の論考を中心に整理すること、第二に、その整理をもとに、律令国家と神社の関係がいかなるものであったかをできる限り明らかにすることである。

まず、神社の条件について、岡田精司氏の研究によりつつ、確認しておこう<sup>(1)</sup>。氏は、条件を三つ提示する。すなわち第一に、一定の祭場と祭祀対象の存在、第二に、祭る人が組織されていること、第三に、祭りのための常設の建造物が成立していること、である。岡田氏は、この三つのうち決定的な要因として、常設の建造物の存在をあげておられる。つまり岡田氏の定義によれば、神社と神社建造物は、密接な関係にあったといえよう。

岡田氏は、神社建造物（以下、「社殿」と称する）に関して、その起源は多元的であり、それぞれの土地において、神祭りの形にふさわしい社殿の形が生み出されたと論じられている。そのうえで氏は、神社の成立年代を、どんなに早くても六・七世紀頃と想定しておられる。

神社あるいは社殿の成立については、岡田氏の見解以外にもさまざまな見解があり、百家争鳴の状況にあるといえる。岡田氏をはじめとする文献史学だけでなく、考古学、建築史学、国語学、民俗学など、多くの分野から「神社はどのように成立したのか」という問題について、議論がなされてきた。これらの研究はいずれも、確かに神社あるいは社殿の成立を明らかにするうえで重要な研究であるものの、先行研究を十分に消化することなく、議論を進めているものも少なくない。以上のような研究史の状況のなかで、あらためて先行研究のなかで取り入れるべき見解を着実に消化し、また、問題点を把握したうえで、今後議論を積み重

ねる必要があると思われる。

そのためにまず、研究史の整理が必要であろう。そこで第一節では、ひとまず岡田氏による神社の定義に従いつつ、文献史学及び建築史学を中心に、次の二つの論点を念頭において研究史整理を行いたい。すなわち、第一に、社殿はいつ成立したのか、第二に、社殿はなぜ出現したのか、以上二点に焦点をあてて研究史整理を行う。社殿成立の研究を把握することによって、あらためて古代神社の成立はいつか、さらには、古代神社とは何か、という点に迫ってみたい<sup>(2)</sup>。

### ①社殿成立に関する研究史

#### ①直木孝次郎「森と社と宮」<sup>(3)</sup>

直木氏は、万葉集などの和訓に注目されたうえで、「村落や氏族などの公共の神は、(中略)多く野外において祭祀され、その原初の形態においては、社殿の儲けはなかったものと推定してよいであろう。そして社会生活の発展とともに祭祀の儀礼に変化が生じ、その結果、社殿が作られるようになった<sup>(4)</sup>」と述べておられる。さらに直木氏は、社殿の存在しない「もり」から、存在する「やしろ」へ転換したと述べ、その背景に、神観念の変化、すなわち自然崇拜から人格神へ変わったことを論じておられる。

社殿のない「もり」から社殿のある「やしろ」への変化があったことは認められ、現在でも参照されるべき重要な見解といえる。ただし、神観念の変化によって、「やしろ」が設置された点に関しては、あくまでも仮説であり、論証されたものではないと思われる。

加えて直木氏は、「みや」についても言及されている。「やしろ」のなかで、皇室と関係のある神に対してのみ、神宮または宮の称号を与えら

れものを「みや」と定義されつつ、神宮の語の成立を、天武朝よりそれほど古くない時期と論じておられる。<sup>(5)</sup>

## ② 稲垣榮三「本殿形式の起源」

この論文では、なぜ神社建築が誕生したのかを論じられている点で注目される。稲垣氏は、七世紀後半に神社建築が成立したという推測のもとに、ちょうど同時期に仏教が導入され、寺院が建立されたことを重視する。つまり氏は、七世紀後半に寺院建築が増加したために、神社建築が成立していったと考えておられる。ただし氏は、寺院建立が神社建築成立に刺激を与えたことを指摘するものの、仏教建築の手法が神社建築に取り入れられることは基本的になかった、と論じられている。

仏教の影響で神社が成立したとする見解は非常に興味深い説であり、現在でもこの見解を支持する研究者は少なくない。<sup>(7)</sup>しかしこの説はあくまでも仮説であり、仏教寺院と神社の関係について論証は現在でもなされていない。

## ③ 櫻井敏雄「神殿の諸形式とその特質」、「伊勢神宮の創始と原像」<sup>(8)</sup>

櫻井氏の見解は、神社の原初形態を神籬（ヒモロギ）系と神庫（ホクラ）系に分離した点で注目される。神籬系は常設の建築物を持たず、神の憑坐として一本の御柱に象徴される形態、あるいは、常緑樹の垣根によって一定の区画を区切り、外から見えないようにした施設であると論じられた。一方、神庫系は常設の建築物を持ち、武器や貢納物を保管する空間であったとされた。<sup>(9)</sup>

## ④ 木村徳国「ヤシロの基礎的考察」<sup>(10)</sup>

木村氏は、直木氏同様に和訓を重視し、①ヤシロ、②モリ、③ホクラ、④ミヤ（カミノミヤ）などについて詳細な検討を行い、それぞれ以下のように定義された。まず、①ヤシロとは、人間側が主体的に参加して、ある神のために、神のいますところとして「定め立て」た施設、②モリとは、きわめて自然的な成り立ちと姿を示す宗教空間で、中国古代の「社」と類似する施設。モリはヤシロと比較して古くから存在するものと指摘された。<sup>(11)</sup>また、③ホクラとは、きわめて人工的な高床建造物で、武器などの倉庫として用いられる施設。ホクラと「神殿」とは換言可能であると氏は論じられた。このホクラもモリと同様、ヤシロ成立以前にすでに存在したものである。<sup>(12)</sup>④ミヤ、もしくはカミノミヤは、「ヤシロ」の発展形・完成形<sup>(13)</sup>で、カキ・カドで囲まれている空間。神殿を中心とし、神庫などを付属建物とする建築コンプレックスとして把握できる、と論じられた。氏はミヤの成立年代について、『日本書紀』斉明天皇五年是歳条にみられる「修嚴神之宮」を史料上の初見とし、七世紀をさかのぼらないと考えておられる。

木村氏は、和訓を重視して、それぞれ、七世紀以前の宗教儀礼の場や宗教空間・施設の名称について考察された。いくつか問題点はあるものの、<sup>(13)</sup>直木氏のように「もり」から「やしろ」へといった単線的な流れで常設の建築物が成立したわけではなく、ヤシロ以前にさまざまな宗教空間・施設が存在しており、そのなかで特にホクラと呼ばれる常設建築物が存在していたことを明らかにした点は、評価されるべきであると思われ。<sup>(14)</sup>この点は櫻井説も同様で、氏もモリとホクラを分けて考えており、木村説に近いものであると思われるが、櫻井氏の見解は、日本書紀などの和訓などとともに、現在の神社建築のあり方を視野に入れた考察されている点が注目されよう。ほとんど国語学的研究といっても過言ではない木村説を、建築史的に櫻井氏が補強していると評価することも可能である。

⑤西宮二民「ヤシロ(社)考」、「かむなび・みもろ・みむろ」<sup>(15)</sup>

国語学が専門である西宮氏が、ヤシロやモリなどの宗教的施設を分析された論考は、傾聴に値する。簡単にしておく。

ヤシロは、ヤシロ建物、シロシロ特別な地と論じられ、総じてヤシロシロ屋を建てるために設けられた特別地と定義され、さらに上代文献を精査することで、ヤシロとは神を祀つてあるところであると論じられた。それに対してモリは、中国における宗教施設・空間のあり方に近いもので、土地神に「社樹」を植えることから、神と「木」森が連想され、モリを「神の降臨し宿ります処」と定義された。

ヤシロとよばれる施設は、常設の建築物であり、一方、モリは建築物が存在しないと想定されることが、国語学的な見地からも確認できたという点で、西宮氏の見解は非常に重要であろう。

⑥丸山茂「神社建築の形成過程における官社制の意義について」<sup>(16)</sup>

この論文の注目すべき点は、なぜ神社が生まれたのかということについて論じられた点である。すなわち、在地の信仰によって神社が成立したという、これまで誰もが疑問に思わなかった通説的な考えに対し、異論を唱えられた。丸山氏は、川原秀夫氏の見解に依拠しつつ<sup>(17)</sup>、在地の信仰よりもむしろ、国家が官社を設定する上で神社社殿が必要不可欠になったと論じられた。

確かに、在地の信仰によってすべての神社が成立したと考える通説は再検討が必要であると思われる、今後、丸山氏の視点は継承されるべきだと思ふ。しかし、丸山氏の見解にも問題がいくつかあり、すべての神社が律令国家によって建築された、と考えることは躊躇せざるを得ない。律令国家によって社殿建設が進められた神社が多い、と考えるのが妥当だろう。<sup>(20)</sup>

以上、六本の論文の内容を紹介し、それに対する簡単な評価も適宜付け加えてきた。これまでの社殿成立の研究史から得るべき成果及び課題をまとめると、次の三点になるだろう。

第一に、文献史・建築史学者のあいだでは、律令国家形成期に社殿が成立していったことはほぼ共通認識となっている。モリやホクラといった空間・施設の多くが、律令国家の成立にあたって、建築物を有する「神社」に変化したと考えられよう。誤解を恐れずにいえば、律令国家の成立と社殿あるいは神社の成立が対応しているとの仮説が立てられるだろう。

第二に、第一の仮説が認められるとすると、神社成立以前の宗教施設として、常設社殿が存在しないモリなどの空間、及び、神のクラ(ホクラ)といった武器や貢納物を納める建築物の二つを想定できる。

第三に、なぜ社殿が出現したかという問題については、いまだ定説をみていない。i 神観念変化説、ii 仏教建築影響説、iii 国家要請説があげられるけれども、これらのうち、いずれの説が正しいか論証することは、現在の段階では非常に難しいだろう。<sup>(21)</sup>

②神社社殿とホクラ

以上の研究史整理から知られるように、律令国家の成立と神社社殿の成立とが対応している側面が大きいのであれば、律令制と同様、「社」のあり方も中国から移入されたものかもしれない。つまり中国における「社」のあり方が、日本の神社に影響を及ぼした可能性を指摘できるだろう。そこで以下では、中国の「社」について、それが建築物を付随するものかどうか、先行研究によりながら、簡単に検討したい。<sup>(22)</sup>

中国で社といった場合、多様な概念がある。石を社と認定する場合、

木を社と認定する場合、土を社と認定する場合などがあるが、これまでの研究によれば、「社」は建築物のことではない、と指摘されている。

天子大社、必受<sub>二</sub>霜露風雨<sub>一</sub>、以達<sub>二</sub>天地之氣<sub>一</sub>也。是故喪国之社、屋之不<sub>レ</sub>受<sub>二</sub>天陽<sub>一</sub>也。(以下略)

この史料は『礼記』(郊特牲篇)の記述であるが、大意は、「天子の大社は、必ず霜露風雨を受けるようにし、天と地との気を通じさせるものである。この故に、喪国の社には屋根をかけて、天の陽を受けさせない」となる。王朝交代があったのち、天の「気」を通じさせないように、前王朝の社に屋根をかけるとあることから、正当な社であればむしろ屋根が存在しては都合が悪いことになる。つまりこの記載から、中国の社は本来、屋根のないものであることが知られる。この史料を含めいくつかの史料から、正式な中国の社であれば、建築物が必要不可欠ではなかったようである。

中国の「社」の場合、建築物が必要不可欠なものとして存在しなかったのであれば、八世紀以降における日本の「社」に社殿が中心的構成要素であった理由を、中国の「社」のあり方に求めることは不可能であろう。つまり、社殿は中国の影響で成立したものではないと考えられよう。ではなぜ、八世紀以降の日本の神社に社殿が付随するようになったのだろうか。中国の影響により、社殿が成立したのではないのであれば、律令制が導入される以前の、つまり神社成立以前の宗教施設のあり方が影響していたと考えるべきであろう。ここで第一節での研究史整理から得られた仮説を確認すれば、神社成立以前の宗教施設のあり方は、モリなどと呼ばれた建築物のない宗教施設と、ホクラと呼ばれた武器や貢納物を保管するための建築物を有する施設の二つに分類された。ホクラの存在から理解されるように、もともと日本列島における宗教施設は、建築物を有する場合があった。その点、中国とは異なる。以上のように考えることが可能ならば、律令制が導入される以前のホクラが、社殿の原

型だったのではないか、という推論が成り立つだろう。

ホクラが神社社殿の起源であるという推論は、やや時代は下るが、平安後期の史料からも補強することが可能である。『百練抄』応徳二年(一〇八五)七月条をみよう。

自<sub>二</sub>朔日<sub>一</sub>、東西二京諸条、毎<sub>レ</sub>辻造<sub>二</sub>立宝倉<sub>一</sub>。鳥居打<sub>レ</sub>額、其銘福德神、或長福神、或白朱神云々。洛中上下群集、盃酌無<sub>レ</sub>算。可<sub>二</sub>破却<sub>一</sub>之由、被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>檢非違使<sub>一</sub>。為<sub>二</sub>淫祀<sub>一</sub>有<sub>二</sub>格制<sub>一</sub>之故也。

この史料には、京内で生じた「淫祀」の状況が簡潔に記されているが、「淫祀」が行われるときに成立する宗教施設も記されている。ここでは、朝廷が「淫祀」と認定したため、この宗教施設は檢非違使によって「破却」されてしまった。この宗教施設は、簡単に「破却」できるような仮設のものであったと思われるけれども、逆に「淫祀」や仮設であるからこそ、日本における宗教に最低限必要な建築物の具体的なあり方を知ることができると思う。すなわち右の史料によれば、この「淫祀」の場合、「宝倉」と、「銘」のある「額」が打たれている「鳥居」の二つが必要であったことが知られる。<sup>(23)</sup>鳥居は、少なくとも八世紀以前の史料にみられないことから、ここでは考察の対象から除外してもよいだろう。<sup>(24)</sup>とすれば、問題は「宝倉」になる。

岡田氏が神社の条件を三つあげた際、特に決定的な要因として常設の建築物をあげている。岡田氏は、具体的にどのような建築物であるかを詳しく論じておられないが、以上の考察から、その建築物とは、右の史料でいう「宝倉」にあたるだろう。日本の宗教施設で最低限必要な建築物は、「宝倉」であったと推考される。つまり、日本の神社は、ホクラ(宝倉)に由来する社殿を有したという特徴がある。

ホクラは武器や貢納物を保管するための建築物であると先に述べたが、ここでもう一度、ホクラに保管されるものについて考えてみたい。『日本書紀』垂仁天皇八十七年二月辛卯条によれば、ホクラのなかには

剣などの「神宝」が収められていたことが知られる。律令制以前において、全国にホクラが点在していたわけではなく、ごく一部の地域にのみ存在したと推測されるが、律令制形成期になると、祈年祭を中心とする班幣制度の創出により、ホクラを含めた在来の宗教施設は、大きく変化することとなる。

班幣とは、朝廷が全国の神祇職を神祇官に集め、彼らに幣帛を授けることをいい、幣帛を受け取った神祇職は神社に戻り、幣帛を神に捧げたと考えられる。律令国家支配にとつて、班幣制度が重要であったと考える見解があるが、この班幣制度の創出により、祈年祭などの祭祀のとき、国家は幣帛や神宝を全国の神社に分与することを理想とするようになる。<sup>26</sup>まさにそのとき、各地域社会において、幣帛や神宝を受納するために建築物が必要となってくる。そこで、もともと建築物を有しなかった在来の宗教施設は、幣帛や神宝を受納するため、建造物を有する社殿に変化し、神社として班幣制度に組み入れられていったのではないだろうか。

幣帛の授受を国家支配理念として重視した朝廷は、幣帛・神宝を納めるための保管施設として、ホクラの流れを汲む宗教施設を創造したと考えられる。その宗教施設が、社殿なのではないだろうか。このようにして、律令制下における神社は成立していったと考えられる。

### ③ 十世紀以降の神社と国司・国家

以上、研究史整理から、社殿の成立と律令国家の成立が対応しているという仮説を得、その仮説を検討してきたが、次に、この仮説が正しいかをさらに検証するために、別の視点から論じてみたい。すなわち、律令国家が転換する時期に、神社がどのように変化するのか、もしくはしないのか、考えてみたいと思う。仮に、律令国家が新たな体制へと転換

する十世紀前中期において、神社も同様に変化することがあれば、律令国家と古代神社との関係が密接であることを論証できるのではないだろうか。以上のような問題意識から、律令国家のあり方が大きく変化する十世紀以降の神社について、ここで考えていきたい。

十世紀以降の神社のあり方を知るうえで、まず検討したい史料は『今昔物語集』（巻十九、陸奥国神、報守平維叙恩語第卅二）である。この史料は、国司神拝の資料として必ず用いられるものであるが、社殿と国司の関係を理解するうえでも興味深い知見を与えてくれる。長文であるが、本節で非常に重要な史料であるので、必要な箇所を引載しておきたい。

今昔、陸奥ノ守トシテ平ノ維叙ト云フ者有ケリ。貞盛ノ朝臣ノ子也。任国ニ始テ下テ神拝ト云フ事ストテ、国ノ内ノ所々ノ祇ニ参リ行キケルニ、□□ノ郡ニ道辺ニ木三四本許有ル所ニ、小サキ仁祠有リ、人ノ寄着タル氣无シ。

守此レヲ見テ、共ニ有ル国ノ人々ニ、「此ニハ神ノ御スルカ」ト問ケルニ、国ノ人ノ中年老テ「旧キ事ナド思ユラムカシ」ト見ユル庁官ノ云ク、「此ニハ止事无キ神ノ御マシケルヲ、昔シ田村ノ將軍ノ此ノ国ノ守ニテ在シケル時ニ、社ノ祢宜・祝ノ中ヨリ思ヒ不懸ヌ事出来テ、事大ニ罷成テ、公ケニ被奏ナドシテ、神拝モ浮カシ、朔弊ナドモ被止テ後、社モ倒レ失テ、人参ル事モ絶テ久ク罷成ニタル也」ト、祖父ニ侍シ者ノ、八十許ニテ侍シガ、「然ナム聞シ」ト申シ侍シ也。此ヲ思フニ、二百年許ニ罷成タル事ニコソ侍メレ」ト語レバ、守此レヲ聞キテ、「極テ不便也ケル事カナ、神ノ御錯ニハ非ジ物ヲ。此ノ神、本ノ如ク崇メ奉ラム」ト云テ、其二暫ク留テ、藪切り揮ハセナドシテ、其ノ郡ニ仰セテ、忽ニ社ヲ大キニ造ラセテ、朔幣ニ参リ、神名帳ニ入レ奉リナドシケリ。「此様ニ被宗レバ神定メテ喜ビ給ラム」ト思テ過レドモ、任ノ程、其ノ事ト云フ驗モ不見

エズ、夢ナドニモ見ユル事モ无カリケリ。(以下略)

まず、平維叙の事を確認しておきたい。『北山抄』(巻十、吏途指南)によれば、維叙は、実際に正暦五年(九九四)頃、陸奥守に任官している。ここから、『今昔物語集』が説話集であるとはいえず、この説話が十世紀最末ごろの実態をある程度示していると考えられるだろう。

さて、ここで注目したいのは、維叙が神拝のときに発見した「小サキ仁祠」である。右の史料から、この「小サキ仁祠」の盛衰をまとめると、以下のようになるだろう。

「小サキ仁祠」は、そもそも「社」であり、「田村ノ將軍」、つまり坂上田村麻呂が蝦夷征討を行っているところに退転する。その時期は、田村麻呂の蝦夷征討の時期であるから、八・九世紀の交であろう。さらに、「小サキ仁祠」になってから「二百年許ニ罷成」と記されていることから、退転の時期が八世紀末期であったと推測される。それ以前は、国司が神拝すべき社であり、朔幣を受けるべき神社であったことが記されていることから、国司が管理・把握すべき神社であったことが知られる。<sup>(28)</sup>

その後、「祢宜・祝ノ中ヨリ思ヒ不懸ヌ事出来」ため、約二百年もあいた、「道辺ニ木三四本許」しかない場所に存在する、「小サキ仁祠」へとなってしまう。この「仁祠」は、「社モ倒レ失テ、人參ル事モ絶テ久ク罷成タル」といった状況にある。国司が把握することがなくなった神社は、建築物が消失してしまい、参拝する人々もいなくなってしまうようである。逆にいえば、「社モ倒レ失テ」と記されていることから、八世紀以前は建築物としての「社」も存在していたことが知られる。

しかし、十世紀最末期に至り、陸奥守平維叙がこの「仁祠」を再発見し、郡司に「忽ニ社ヲ大キニ造ラセ」ため、この「小サキ仁祠」はあらためて社殿を伴う神社へ変化する。さらにこの「社」は、朔幣をうけ、神名帳に登録されるなど、国司の管理のもとに置かれることとなる。

以上の検討から、十世紀最末期における神社は、少なくとも二つの形

態があることを確認できると思う。ひとつは国司に把握され、幣帛を受け取り、社殿が存在する神社。ひとつは国司に把握されず、幣帛も受け取らず、社殿が存在しない神社である。

この二つのあり方は、それほど乖離しているものではない。『今昔物語集』の説話からも理解できるように、国司の関与の有無によって、すぐにどちらかへ変化してしまうようである。つまり、もし国司が神拝を行わず、朔幣を停止してしまうなど、その管理・把握を行わなくなった場合、建築物である「社」は崩壊し、退転してしまう性質のものであった。「社」を建築物として成り立たせるには、国司の掌握が必要不可欠だったということができるのではないだろうか。古代の神社社殿は、国司の関わりが非常に重要だったと思われる。

ただし、八・九世紀において、国司が神社社殿を独自に維持しようと考えていたわけではなく、朝廷の関与があったようである。律令国家は、八世紀から頻繁に国司らに社殿の維持、すなわち社殿の修理・清掃を命じる官符を出していた。<sup>(29)</sup> 律令国家にとって神社の修理や清掃は、非常に重要だったと思われる。

さらに十世紀以降も、朝廷は国司らに社殿修造を命じている。形式的で、実効性がない法令であった可能性もあるが、ここで十世紀末期の『新抄格勅符抄』所収、長保元年(九九九)七月二十七日太政官符(いわゆる長保元年新制)を検討しよう。この官符には、弘仁・延長年間の官符が引用されたのち、国司らが怠慢であるために、神社が「或指枯木之下称社、或排荒野之中称祠」されるような状態であることが記されている。このような神社の荒廃状況は、『今昔物語集』における「小サキ仁祠」に対応すると考えてよいだろう。国司が神拝を行うなど、掌握している神社を除けば、このような神社が多かったのではないだろうか。<sup>(30)</sup>

ここまで、朝廷が国司に社殿修造を命じていることから、朝廷・国司

の関与が神社社殿の存否に欠かせなかったことを論じてきた。しかし、八・九世紀の律令国家・国司の神社把握のあり方と、撰関期の受領の神社把握のあり方とはやや異なる点があると思われる。以下、その点をできる限り明らかにするため、因幡守平時範が行った神拝を取り上げたいと思う。

時範は、承徳元年二月二十六日に神拝を行った。まず、どの神社に参拝したか確認しておく。『時範記』によれば、宇部宮・坂本社・三嶋社・賀呂社・服社・美歎社の計六社に時範は参詣したことが知られる。<sup>(31)</sup>

すでに水谷類氏が指摘されているが、ここで興味深いのは、時範が神拝を行った神社のうち、坂本社と三嶋社は官社ではなく、また神階にも預かっていない点である。<sup>(32)</sup>つまり、八・九世紀に律令国家に官社などに認定されていない神社であっても、撰関期に受領の神拝が行われる場合があることが知られる。ここから、律令国家による神社掌握のあり方と、撰関期の受領による神社掌握のあり方とは、連続していたものではなかったと考えられる。おそらく撰関期の神社は、官社であることや神階を預かることはさほど重要ではなくなり、むしろ受領の神拝を受ける神社であるかどうか、大きな問題となるのだろう。国内で作成される神名帳も、延喜神名式とまったく同一のものではなく、少なからず異なる部分もあったのであったと推測されよう。<sup>(33)</sup>

任国支配を行う国司にとっても、神拝は重要なものであったようである。『古記』養和元年（一一八一）八月一日条によれば、勤修寺八講に参加していた肥後守藤原時経に対し、「未<sup>レ</sup>神拝<sup>レ</sup>者也。雖<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>憚<sup>レ</sup>之、無<sup>レ</sup>人数<sup>レ</sup>之上、先例不<sup>レ</sup>同。任<sup>レ</sup>近例<sup>レ</sup>勤之」と記されている。ここから、受領が神拝を行っていない場合、本来はさまざまな儀式に参列することに「憚り」があったようである。この史料から、受領にとって、任国に入り、神拝を行うことが重要だったと理解できる。

ただし、十二世紀以降になると、受領本人が神拝をせず、目代が代理

で行うこともできたようである。『中右記』元永二年（一一一九）七月十四日条によれば、藤原宗忠の息子である藤原宗成は因幡守であり、この年に任終であったが、<sup>(34)</sup>任期中にまったく下向していなかった。藤原宗成が元永二年に至って初めて下向するとき、「於<sup>レ</sup>神拝<sup>レ</sup>者、先日以<sup>レ</sup>目代<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>遂了。然而一度未<sup>レ</sup>参<sup>レ</sup>一宮」。是有<sup>レ</sup>恐<sup>レ</sup>之故也。仍俄令<sup>レ</sup>下向<sup>レ</sup>也。今度可<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>行<sup>レ</sup>臨<sup>レ</sup>時祭<sup>レ</sup>也」とある。<sup>(35)</sup>宗成が因幡守に任ぜられたのは天永二年（一一一一）であるから、任中の九年間、宗成本人が神拝を行っていないことも問題なかったことが知られる。その一方で十二世紀に入り、受領は任中に必ず一宮へ参拝しなければならなかったようであり、受領にとって任国の特定神社に参拝することは、依然重要なことであつたと思われる。

ここで再び神社社殿について検討しよう。『今昔物語集』にみられたように、社殿の存否は受領の意向に大きく左右するようであるが、『時範記』からも同様なことが窺える。『時範記』承徳元年三月二日条によれば、時範は因幡での政務の際、「諸郡神社修理符」の作成を命じており、また、『朝野群載』（卷二十二、諸国雑事）にも、政務始のときに行うこととして、「神寺及池溝堰堤官舎、修理等」と記されている。<sup>(36)</sup>以上の史料から、受領は特定の神社社殿を維持する必要があつたようである。

これまで本節では、撰関期の神社社殿のあり方と、神社社殿と国司神拝の関係について述べてきた。簡単にまとめておくと以下のようになる。撰関期における神社社殿のあり方から、国司が神拝を行う神社には社殿が存在し、逆に国司が神拝を行わない神社は「小サキ仁祠」となってしまうようである。以上から、神社社殿は、国司や国家などの支配者の影響のもとに形成された可能性が高いといえよう。このように考えれば、七世紀以降に社殿が成立したきつかけも、支配者側―具体的には律令国家―による働きかけが大きいのではないか、という見解が導き出せると

思う。やはり、神社社殿の成立と律令国家の成立とは、密接な関係を持つていたと考えられるのである。<sup>(37)</sup>

以上のように、神社社殿成立と律令国家成立が密接な関係を持つていたとすれば、律令国家が国司に対し、社殿の修造・清掃を頻繁に命じたことも、たやすく理解できるのではないだろうか。班幣制度、もしくは国家支配の正当化のために、律令国家は神社社殿を維持し、社殿に神宝・幣帛を納入する必要があったのである。そして撰関期にいたっては、国司神拝のため、やはり社殿が維持されるべきだったのであろう。<sup>(38)</sup>

## おわりに

以上、三節にわたり神社社殿の成立、及び神社社殿と律令国家の関係について論じてきた。本章の検討は、小規模な一般神社を検討の対象としており、基本的には伊勢神宮や出雲大社などの大規模な神社を考察の対象とはしていない。したがって大規模な神社社殿もその起源をホクラと考えるべきかどうかについては、今後の課題としたい。

## 註

- (1) 岡田精司『神社の古代史』（大阪書籍、一九八五年）、一七頁。
- (2) 近年、弥生神殿論争に関する一九八〇年代以降の研究史に関し、神社成立の問題も含めて、錦田剛志「古代神殿論」をめぐる近年の研究動向と課題」（『古代出雲大社の祭儀と神殿』学生社、二〇〇五年、初出二〇〇二、二〇〇三年）が整理を行っている。
- (3) 『古代史の窓』（学生社、一九八二年、初出一九五八年）。
- (4) 直木前註論文、五五頁。
- (5) 「みや」に関しては、木村徳国氏の論稿を検討する際、再び触れる。
- (6) 『神社建築史研究Ⅰ 稲垣榮三著作集Ⅰ』（中央公論美術出版、二〇〇六年）。
- (7) 近年でも、井上寛司「中世日本の神社・「神道」と中世日本紀」（『歴史評論』六七三、二〇〇六年）は、基本的には仏教の影響により神社社殿が成立したとする説を採っている。
- (8) 『名宝日本の美術18 伊勢と日光』（小学館、一九八二年）。
- (9) 桜井氏は、神庫系の代表的なものとして、石上神宮を例示する。
- (10) 『上代語にもとづく日本建築史の研究』（中央公論美術出版、一九八八年、初出一九八二〜一九八四年）。木村徳国『古代建築のイメージ』（日本放送出版協会、一九七九年）も参照。
- (11) なお木村氏は、モリに類似するものとして、ミモロやヒモロキを取り上げておられるが、ここではモリに類似するものとして一括して取り扱う。
- (12) 木村註(10)書、四五七頁。
- (13) あまりこれまでの研究史に触れておられない点、「ヤシロ」の発展形・完成形」など、やや意図を解しにくい言葉を用いている点、「いつ」「なぜ」神社が成立したのかについてさほど関心を示されない点など。
- (14) ミヤを皇室との関係で捉える直木説の訂正を迫っている点でも、有益である。
- (15) 『上代祭祀と言語』（桜楓社、一九九〇年、初出一九八七年、一九八四年）。
- (16) 『神社建築史論』（中央公論美術出版、二〇〇一年、初出一九九九年）。
- (17) 丸山氏は、福山敏男氏以来の通説であると論じておられるが、この点については黒田龍二「福山敏男の神社建築研究の一端」（『古代文化』五六―九、二〇〇四年）による批判がある。なお文献史学においても、直木氏、岡田氏ともに在地の信仰によって神社が成立したと考えているようである。
- (18) 川原秀夫「律令官社制の成立過程と特質」（『日本古代の政治と制度』続群書類従完成会、一九八五年）。
- (19) 例えば、丸山氏の論文によれば、神社社殿は律令国家によって作られたもので

- あるということが大前提として議論が発しているが、そのような前提のもとでは、結論も同様になることは当然であろう。また丸山氏は、律令制成立以前の宗教施設—丸山氏は「在地の宗教施設」あるいは「祭殿」と称する—の存在を認めるものの、それを決して神社と認めない。しかし、なぜ律令制成立以前の宗教施設が神社ではないのかについて一切ふれておられない。
- (20) たとえば、著名な夜刀神の説話(『常陸国風土記』行方郡)では、社殿の存立に国家が関わっているように読み取れない。やはり、国家がすべての社殿を建築したと考えるのには無理があると思われる。なお、この論文に対する評価は、林一馬「書評 丸山茂著『神社建築史論』」(『建築史学』三九、二〇〇二年)、黒田龍二「書評と紹介 丸山茂著『神社建築史論』」(『古文書研究』五七、二〇〇三年)も参照。
- (21) 林一馬「神社神殿の成立とその契機」(『伊勢神宮・大嘗宮建築史論』中央公論美術出版、二〇〇一年、初出一九八一年)、三八一―三八二頁が同様の整理をされている。
- (22) 守屋美都雄「社の研究」(『中国古代の家族と国家』東洋史研究会、一九六八年、初出一九五〇年)、池田雄一「中国古代の社制」(『中国古代の聚落と地方行政』汲古書院、二〇〇二年)、小南一郎「社の祭祀の諸形態とその起源」(『古史春秋』四、一九八七年)。
- (23) なお、具体的にこのときの宝倉と鳥居がどのようなものであったか、正確なこととはわからない。鎌倉時代初期に成立した『直幹申文絵詞』の一部分に、小規模ながら朱塗りの鳥居と祠が描かれている場面があり、参考になる。さらに、『直幹申文絵詞』よりも規模の大きいものが『年中行事絵巻』(巻三、鬮鶏)に示されている。
- (24) ただし八世紀以前も、神域とそれ以外を区切るなんらかの建築的指標があったことは否定できないだろう。鳥居に関しては民俗学的研究から根岸栄隆『鳥居の研究』(厚生閣、一九四三年)がある。
- (25) 大津透『古代の天皇制』(岩波書店、一九九九年)、西宮秀紀『律令国家と神祇祭祀制度の研究』(塙書房、二〇〇四年)など参照。
- (26) 小倉慈司「八・九世紀にはける地方神社行政の展開」(『史学雑誌』一〇三―一三、一九九四年)、七八頁。有富純也「神祇官の特質」(『ヒストリア』一八七、二〇〇三年)も参照。
- (27) ホクラの流れを汲む、とはいっても、一部の考古学者が述べられるように、それが、稲が納められるような「稲倉」であったかどうかは現在のところ判断できない。後考を期したい。金関恕「弥生土器絵画における家屋の表現」(『国立歴史民俗博物館研究報告』七、一九八五年)、広瀬和雄「弥生時代の「神殿」」(『都市と神殿の誕生』新人物往来社、一九九八年)など参照。
- (28) 国司の神拝や朔幣が八世紀以前に実際に行われていたか否かは議論が分かれるところであるが、ここではさしあたり、この「社」が国司の幣帛を受けるなど、国司が把握している神社であったことを確認できれば良い。
- (29) この点に関しては、有富註(26)論文、八九―九四頁でも触れた。神社修理・清掃の研究史については、拙稿を参照されたい。
- (30) もちろん、すべての神社が『今昔物語集』でみられた神社のように、興廃を繰り返したわけではないと推測される。八世紀以来平安時代に至るまで、国家・国司の掌握のもと、社殿を維持しつづけた神社も存在したと考えられ、また、奈良時代も平安時代も「小サキ仁祠」といった社殿のない神社も存在したであろう。
- (31) 時範自身が神拝した神社は六社だけであるけれども、本来受領が神拝すべき神社は六社のみではなかったようである。時範は、神拝に向かうのに先立ち、「館侍十人」を使者として幣帛・神宝を持たせ、「遠社」に派遣している。時範は、神拝すべき神社すべてに参拝できなかったため、部下に代理で神拝をさせているのである。館侍がそれぞれ、何社に参詣したか判明すれば、受領が神拝すべき神社の数が正確に把握できるが、詳細は不明である。しかし館侍の人数から、少なくとも、代理派遣される神社が十社以上であったことは確かである。
- (32) 水谷類「国司神拝の歴史的意義」(『日本歴史』四二七、一九八三年)、二七頁。
- (33) 『延喜神名式』と、現存する『尾張国神名帳』とを比較すると、『尾張国神名帳』は『延喜式』をふまえて下位の神社を増補したものと考えられている。井後政晏「尾張国の総社と一宮以下の諸大社」(『皇學館大学神道研究所紀要』二〇、二〇〇四年)参照。『神名帳』全般に関しては三橋健「国内神名帳の研究論考編」(おうふう、一九九九年)参照。
- (34) 『中右記』元永二年(一一一九)七月三日条参照。
- (35) 『公卿補任』保延二年(一一三六)条参照。
- (36) 『左経記』寛仁四年(一一四〇)三月十九日条も参照。この史料を含め、撰闋期の神社修理の問題については有富(26)論文、一〇三頁で触れた。
- (37) もちろん、国家とは関係なく、在地社会には常設の建造物なしで祭祀を行う場合があることを注意しておきたい。例えば八世紀以降平安時代に至るまで、モリのような空間があり、そこで在地祭祀を継続的に民衆が行っていたことを否定はできないだろう。
- (38) では、撰闋期の朝廷にとって、八・九世紀と比較して、神社修理・清掃が重要でなくなってしまうのならば、なぜ朝廷は「長保新制」を発したのか。今後の課題としたい。
- (明治大学研究推進員、国立歴史民俗博物館共同研究協力者)  
(二〇〇八年六月一七日受理、二〇〇八年七月二九日審査終了)

---

## The Establishment of Shaden and the *Ritsuryo* State

ARITOMI Junya

This paper discusses the period of the establishment of *shaden* (shrine halls) by examining the relationship they had with the *ritsuryo* state as well as the relationship between the state and shrines during the Heian period.

Although considerable research has been carried out on when and how *shaden* came into being, there is little that addresses this topic while sufficiently assimilating the findings of past research.

Through a study of previous research, the first chapter examines in detail the period when *shaden* were built. As a result, the author arrived at two hypotheses: 1) the formation of the *ritsuryo* state and the establishment of *shaden* occurred almost simultaneously; and 2) before the formation of the *ritsuryo* state there were two main types of religious venue: *mori* with no buildings and *hokura* with buildings.

The second chapter examines the relationship between *hokura* and *shaden* by studying Chinese temples called “*she*” as well as using records from the Heian period. Because these Chinese religious venues did not have buildings, the author surmises that shrine buildings are peculiar to Japan and were not influenced by China. That being the case, we may also conclude that pre-7th century *hokura* are closely linked to shrine buildings. This suggests that around the time of the formation of the *ritsuryo* state and the establishment of the system of offerings for a bountiful harvest, “shrines” with buildings were also built as regional religious venues.

In examining the first hypothesis presented in the first chapter, the third chapter considers the relationship between *shaden* and the state and provincial governors during the Heian period following the changes that occurred to the *ritsuryo* state in the 10th century. A study of worship by provincial governors and shrine repairs showed that from the 10th century the prosperity or decline of *shaden* had a lot to do with provincial governors. Despite slight differences between this period and the *ritsuryo* period, rulers and provincial governors played an important role in maintaining *shaden*.

In conclusion, the *ritsuryo* state was deeply involved in the establishment of *shaden*, and *shaden* were maintained chiefly through the role played by provincial governors in the Heian period as well.